

Title	基督教会と徴利問題 (四)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.10 (1921. 10) ,p.1415(55)- 1330(70)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19211001-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

六個月 *Bill* 法案の採用後三個月にして、其間英蘭銀行が其發行券を減少することなくして、既に生まれり。而して正貨兌換は一八二一及び一八二二年、小額銀行券に代ふるにソズレインを以てしたる後、銀行券並に鑄貨の増發と同時に再び採用せられたるを以て、彼の法律は貨幣流通額の減少を來たさざりきとの斷定は最も完全に是認せらる」と云へり (*Debit*, S. 278, 279)。而して是れ悉く *Ricardo* の目前に行はれたる事なるなり。既記の如く、予は是等統計的事實を以て、直に貨幣數量説の當否を判定するの甚だ危険なる事を知るものなりと雖も、少くも上記の事實の説明は之を *Ricardo* の學說中に求む可からず、而して時事現象の説明と、其對策の考究とは *Ricardo* が最も重きを措けるところなる事を顧みれば、彼れの通貨學說に輕少ならざる欠點の存したる事は、之を認めざる可からずと信するものなり。(完)

基督教會と徵利問題 (四)

高橋誠一郎

十一

抑も基督教會の徵利禁止意見は羅馬帝國が蠻民の蹂躪に由りて無殘なる衰壞を來し、經濟社會の退歩は亦た徵利貸借の條件をして、文明の最低階段に於て行はれたるに等しき状態に復歸せしめたる第四世紀の初期よりして次第に顯著と爲り、市民階級の勃興に對する嫌惡 (*Jacques Nicolas Augustin Thierry, Lettre sur l'histoire de France, ed. 2, p. 248ff.*) と、宗教法院に對し廣汎なる裁判權を賦與せんとするの希望に依りて助勢せられたるものなり。而も今や産業の發達及び信用の必要増加と共に利子の禁止は漸次其の實行困難と爲れり。市民階級は次第に重要なる社會的地位を獲得しつゝあるなり。而して教會の勢力は俗界のそれに對して高く優越せりと雖も、不知不識の間に實際經濟生活上の必要に降り、新興貨幣階級の利益

に迎合せんとするに至れり。徴利は固より凡ゆる場合に於て禁止せられたり。而も損害の賠償は、宛も徴利を禁じたるに等しく交換上に於ける正義の平衡を遵守するを論據として是認せられたり。借手が貸與せられたる金額以上の高を返還す可きことを要求せらるゝを以て不正なりとせば、他人に對して貸付を行へるが爲めに、貸主自身をして困難なる地位に立たしむるも亦た決して公正なりと云ふ可きに非ず。換言すれば、貸付に對する支拂は借手が是れに由りて受けたる或る特殊の利益の爲めに増加すること能はざるも、而も貸主の蒙りたる或る特殊の損害に基きて増加し得可きものなり。債務者は貸金の返済に加へて、債権者の受けたる一定の損害に對して賠償を行はざる可らず。嚴列なる徴利の禁止を回避す可きの路は爰に開かるゝなり。

斯くの如き所論は正さに純正なる正義の觀念に適合せるものと稱するを得可し。而も債務者が債務を履行すると否とに論なく、永遠の天恵を信じて貸與す可きを勸告せる原始基督教の教旨を離るゝこと頗る遠きものと言はざるを得ず。徴利の問題は正義の基礎の上に移されて、仁慈の原則を失はんとするなり。

吾人は爰に教會法學説と羅馬法との契合を認めざるを得ず。即ち羅馬法に従へば賣買、雇傭、若しくは其の他一切の契約に於て、其の當事者の一方が自己の義務を履行せざる時は、彼れは管だに約定せられたる行爲を履行し、若しくは其の對價を支拂ふ可きことを強制せらるゝのみならず、契約の不履行に基き、彼れに歸せらる可き凡ゆる損害に對し、他の當事者に賠償すること、即ち相手方の現在の地位と契約が履行せられたるものと想像せられたる假定的の場合に於ける地位との相違、即ち *in quod interest* を賠償することを強制せらるゝなり。(Codex, vii. 47. 參照)。斯くて或る者が他に貸付を行へるが爲めに自己に對して生じたる現實の損失若しくは毀害即ち *damnum emergens* は一般に中世後期に於ける教會法學者及び神學者が本原的にして、且つ限定せられたる意義に於ける「利子」即ち *interesse* の要求を是認するの基礎として看做さるゝに至れり。(尙ほ *Usury* と *Interest* との區別に就きては *Miles Mose* の説教集 *The Arraignment and Conviction of Usurie*, 1595. 參照)。

十一

damnum emergens は久しく斯問題に關する論者によりて *lucrum cessans* 即ち或る

者が他によりて指定の時期に於て貸金の返還を受けざるが爲めに阻止せられたる利得と嚴密に區別せらる。固と債權者に對する賠償の原則は羅馬法中の不分明なる章句より出でたるものにして、市民法は是れ等二個の理由を以て賠償の要求を是認するの基礎として認めたり。初めて兩者の間に峻嚴なる區別を劃したる者は曩きに掲げたる中世最大の法曹ボロニアのアツカルシウスなりしが如し。即ち這般の區別は少くも夙く既に第十三世紀の中葉に於て認められ、常に後世の論者によりて採用せらるゝに至りしなり(Ashley, op. cit. pt. II. p. 399)。教會法は常に遲滯利子を許容し、又たグレーゴリアス(Segni 伯 Ugolino)に *justa et moderata expensa et congruam satisfactionem damnorum* を計上するを承認せり(cap. 7. *Decretales Gregorii, De Fora Comp. II. 2.*)。而して神學者の間に於てもアルムルタス・マンナスは既に *damnum emergens* を承認し(Wilhelm Georg Friedrich Roscher, *Geschichte der Nationalökonomik in Deutschland*, 1874, S. 27)。而して聖トーマスは後世をして疑問の餘地なからしむる迄に明確に之れを規定せり。

即ち曰く、債權者は其の有す可き筈なりし或る物に就きて彼れの蒙る損失の賠償を債務者と協定するも罪を犯すものに非ず、蓋しこは貨幣の用を賣るに非ずして、損失を避くるものなればなり。而して借手が貸主の蒙れるよりも大なる損失を免るゝことも亦た起り得可きが故に、借手は其の取得せる所のものを以て貸主に報ゆるを得可しと(Summae, 2a, 2ae, q. lxxviii. a. 2. ad. 1. 其他 q. lxxii. a. 4. 並びに *Opusculum de Usuris*, c. 7. 參照)。而も中世の末に至る迄、賠償は單に最初約定せられたる貸付の期間が満了し、而して債務者が其の義務の履行を故意に怠れる場合に限り、正當に之れを要求し得可きものなりとの原則を維持せり。然れども既にトーマスすら認めたるが如く、斯くの如き報償は貸付を行へる當時に於て正當に之れを約定し得るものなりとの讓歩、其の支拂は遲滯の各期間に對する一定歩合の形態を取ることを得可しと做すの解釋、並びに貸金の使用に對し何等の支拂をも要求すること能はざる當初の期間を極端に短少ならしめ、貸付をして殆んど最初よりして利子を生ずるに至らしむる實際の慣行とに由りて貨幣の用を賣る意味に於ての利子、即ち *usura* と損害賠償の意味に於ての利子、即ち *interesse* との間存する理論的區別は實際上消滅し去らんとするの傾向あるなり。

斯くて終に宗教改革の時代に至り、新教神學者中の數者、殊にメラントン(Philip Melancton)の如きは賠償は貸付の瞬間より之れを有效ならしめ得ることを正當に契約し得るものにして、單に一定期日後に於ける償還の遲滞、即ち Mora の爲めに發生するものに非ずと做して、債務締結の當時より利子を受理するの契約を行ふの正當なることを承認せり(彼れが *Dissertatio de Contractibus* 及び其の他の諸著よりの引用文は之れを H. Wiskemann, *Darstellung der in Deutschland Zur zeit der Reformation herrschenden nationalökonomischen Ansichten*, 1861. 及び G. Schmoller, *zur Geschichte der nationalökonomischen Ansichten in Deutschland während der Reformationsperiode*, 1861. 中に於て看出たる)を得可し。而して之は又た幾多の後期羅馬加特力教會法學者、殊にナツアラヌ(Martinus Navarrus de Azpilcueta)の是認する所と爲れり(彼れ及び其の *Manuale Confessariorum* 成就せり也 W. Endemann, *Studien in der Römisch-Kanonischen Wirtschafts- und Rechtslehre*, 1874, I. S. 47, II. S. 279. 其の他參照)。

十三

後世の解釋によりて初めて *lucrum cessans* の權利を明確に承認したるものと認

め得可きは一千百七十六年、ジュノヅアの大僧正に與へたるアレグザンダア三世の親簡なり。曰く「貴下の吾人に告ぐる所に據れば、貴下の都市に於ては人民が五磅以上を値することなき時に於て、彼れ等が胡椒及び肉桂並びに其の他の商品を受理したる者に、指定の時機に於て六磅を支拂ふことを契約して、是れ等の物品を購入すること屢々行はるゝ所なりと云ふ。此の種の、而して斯くの如き形態に於て行はるゝ諸契約は嚴密に微利の罪惡を犯すものと稱すること能はざるも、而も尙ほ、賣手にして眞に商品が支拂の時期に於て其の價値に高低ある可きや否やを疑ふに非ざれば、彼れは罪過を犯せるものなり。貴下の市民が斯くの如き契約を廢止するに、彼れ等自身の救済に取りて資する所ある可し」と(*Decretales Gregorii*, lib. v. tit. 5. cap. 6.)。

或る論者に從へば、停止せられたる利得に對する要求のみが獨り眞の利子なりしが如し。第十三世紀の文書中には明確に *damnum* と *interesse* との間に區別を劃したるものあり。而して後世に至りては *interesse* と *schaden* とを區別するは獨逸に於ける一般の慣習なりしが如し。バルトオラス(Bartolus)及びバルダス(Baldus)

等の法律家は *damnum emergens* 及び *lucrum cessans* の兩者が頗る微妙なる分界線を有し、其の間に區別を行ふこと往々にして困難なるを説き、更らに適當なる名辭として *interesse proximum* 及び *interesse remotum* の二者を提唱せるも、他の論者の繼承する所と爲らずして止めり。即ち是れ等兩者の分界は極めて不確定なりしに拘らず、一方が遍く一般の權威によりて承認せられたるに反し、他は漸次に其の是認の範圍を擴張するに至りしなり (O'Brien, op. cit., p. 187)。

lucrum cessans の許容に關するトーマスの態度は不明なり。Roscher は明かに「利子」の原因としてアルベルタス・マグナスが *damnum emergens* を承認し、而してトーマスが *lucrum cessans* を承認せることを記せり (Tübinger Zeitschrift, 1869, 151, 159, 161)。然れども彼れは特に其の徴利に關する項目に於て言明して曰く「貸主は彼れが其の貨幣よりして何等の利潤をも得ることなきの事實に由りて賠償に對する協定を行ふこと能はず、蓋し彼れは其の未だ所有することなく、而して幾多の事情に由りて所有を妨げらるゝことあり得可きものを賣るを許さる可きに罪す」と (Summae, 2a, 2ae, q. lxxviii, a. 2, ad. 1.)。是に由つて觀るに W. J. Ashley の所言の如く、彼れは

利得の停止に對する賠償の正當を承認せざりしが如し (Ashley, op. cit., pt. 1. p. 197; Article on "Lucrum Cessans" in Palgrave's Dictionary of Pol. Econ. vol. ii. p. 648.)。而もトーマスは又た其の賠償に關する項目に於て、人は二個の事情に由りて損害を受けることある可きを指摘し、第一には彼れが現實に所有せるものを剝奪せらるゝに由り、第二には彼れが將さに獲得せんとしつゝあるものを取得するを阻害せらるゝに由るものなりと做せり。前者の場合には常に之れに等しき價值の還付を受けざる可らず。而も後者の場合には等しき價值を償還するの要なし、何となれば、假想的に或る物を有するは現實的に之れを有するよりも劣れるものにして、將さに或る物を取らせんとするは單に假想的若しくは可能的に之れを有するに過ぎず、斯くて又た彼れにして若し賠償として現實に該物件を受理す可きものこそせば、彼れが支拂はるゝ所のものは其の失へる精確なる價值に非ずして其の以上なる可く、而してこは救済に取りて必要に非ざるが故なり。然れども債務者は人及び物の状態に従つて一定の賠償を行ふ可き義務あるなりと。而して彼れは更らに同一項目に於て曰く「貨幣を有する者は現實に利潤を有するものに非ずして、唯

だ假設的に有するに過ぎず、而してそは幾多の事情によりて阻害せらるゝことある可し」と (ibid, q. lxxii, a. 4. ad. 1, 2.)。

今、此の第七十八問及び第六十二問の兩章句に現れたるトーマスの意見をして矛盾なからしめんとせば、最初の章句は單に失はれたる利潤に對する賠償を前以て契約するを指して言へるものにして、現實の賠償の支拂を非議するものに非ず、而して貨幣に對して利潤を取得するの確實性は頗る覺束なきものにして、之れをして賣却し得ざるものたらしむるものあることを主張するものと解せざるを得ず。而して後の章句より推して、彼れは債權者が貸付を行へるが爲めに取得することを阻害せられたる利潤に對し賠償を受くるの權利を承認せりと雖も、當時の事情は斯くの如き利潤を擧ぐるの確實性甚だ僅少にして、之れをして金錢上の賠償の基礎たらしむること能はざりしに由ること極めて明白なるが如し。即ち利得の停止せらるゝ蓋然性は頗る少なりと思惟せられたるも、而も若し事實に於て存在せんか、其の報償は正當と看做されたるなり (O'Brien, op. cit., pp. 188-190.)。

資本の生産性は。7. Decret. Greg. De Donat. inter. Virum. cett. IV, 20. に於て暗黙に

承認せられたる所なるが、第十五世紀に至り商業の發達顯著なるに及びて普く承認せられ、安全なる投資の機會の増加は有力なる當時の神學者をして停止せられたる利得に對する要求權を許容するに至らしめたり。固よりジャン・ビュリード (Jean Buridan) の言へるが如く、貸主は *lucrum cessans* に由りて彼れ等が商業若しくは交換に依りて現實に取得す可かりしもの以上を收む可きに非ず (Questions super decem libros ethicorum Aristotelis ad Nicomachum. Lib. IV, q. vij.°) 而して Ambrosius de Vignate は補償が失はれたる利得の時期及び正當なる *interesse* に對してのみ行はる可きものなることを説述せり、而してそは確實にして最も近きものたらざるを得ざるものと看做されたり (De Usuris, c. 10.)。

十四

而も更らに一層の改修は必要と爲れり。人は彼れが貸與せる一切のものを喪失するの可能性を有するの時、若しくは借手が正しき時期に於て財貨を返還するを懈れるが爲めに不便を蒙りたる場合には正當に賠償を求むるを得可きこと明かなり。斯くの如き場合には正義は貸主が賠償を受く可きことを要求するが如

し、斯くて又た吾人は貸付の危険即ち *periculum sortis* を基礎として支拂ひを受くることを許容せらるゝなり。是れ實に海上擔保貸付が享得せる許可の根源なり。聖トーマス曰く「貨幣を貸付けたる者は借手に對して該貨幣の所有權を讓渡するなり。是れに由りて借手は彼れ自身の危険に於て該貨幣を保有し、而して之れを全部返還するの義務を有す。是に於て乎、貸主は其の以上を強請すること能はず。他方に於て組合の一種を形成するものとして商人若しくは工匠に彼れの貨幣を委託せる者は彼れ等に對して該貨幣の所有權を讓渡せるものに非ず、そは依然彼れの所有として存するが故に、彼れの危険に於て商人は之れを以て投機を行ひ、工匠は又た其の職業に之れを使用するなり、從つて又た彼れは利潤中其の貨幣より生じたる部分を自己に屬するものとして正當に要求するを得可し」と (*Summae*, 2a, 2ae, q. lxxviii, a. 2. *Sed ille qui committit pecuniam suam vel m. rectori, vel artifici per modum societatis cuiusdam, non transfert dominium pecuniae suae in illum, sed remanet ejus; ita quod cum periculo ipsius mercator de ea negotiatur, vel artifex operatur; et ideo sic licito potest partem lucri inde provenientis expectere, tanquam de re sua.*)。海上擔保貸付が頗る廣く行はれたる

は諸般の海商慣習法に照して明かなる所なり (*Les bons costumes de la Mer*, 194, 195, 211, in the *Black Book of the Admiralty*, iii.)。而して冒險に對する報酬はベンチニンヌ九世によりて明白に非議せられたるの觀あるに拘らず (*c.* 19, *Decret. Greg. IX. v.* 19. *Naviganti vel eunti ad nundinas certam mutans pecuniae quantitatem, pro eo, quod suscipit in se periculum, recepturus aliquid ultra sortem, usurarius est censendus.*)。後期の教會法學者は之れを禁止するを拒めり (*usurarius est censendus* は往々にして *non est censendus* の誤寫なりと解釋せらる。此の文章を以て許可の意に解する典據に關しては *Max Neumann, Geschichte des Wuchers in Deutschland*, 1865, S. 17. n. を而して之れを禁止の意に解するものに就きては *Ginepro da Diecimo, La Giustizia de' Contratti*, p. 94 f. を参照す可し)。*Cunningham, Usury* pp. 32, 41; *English Ind. and Com. op. cit.* p. 255.)。斯くてメンヌ・スコナーヌ (*Duns Scotus*) は元本並びに餘剰が共に失はるゝの危険に於て存する場合には報償を約定するを以て正當なりと做し (*Clary, op. cit.*, p. 117; *Nys. op. cit.*, p. 154) カルタヌ (*Carletus, Summa Angelica Usura*, i. 38.) 及びヨハン・グーテン (*Johann Nieder, Tractatus de contractibus mercatorum*, iii. 15.) 亦た之れを承認せり (*O'Brien, op. cit.*, p. 193.)。

借入れたる高以上を支拂ふ可き他の理由は最も一般に承認せられたるの觀ある *poena conventionalis* に於て看出さる。債務償還の遲滯は明かに貸主に對して重大なる損害を加ふることある可し、是に於て乎、債務者が附加的支拂を行ふの理由を生ずるなり。這般の義務は中世に於ける債權者及び債務者間の契約に於て頗る顯著なる地位を占むるものにして、彼の沙翁劇中のアントニオとシャイロツクの争訟に由りて吾人は今に至るも猶ほ之れを熟知するなり。*poena conventionalis* の正當なるは早くヘールズのアレグザンダアによりて承認せられしが (Gabriel Biel, *Inventarium seu Repertorium generale super quatuor libros Sententiarum*, IV XV, II.) ダンス・スコークスに至りて遲滯利子約定の代表的形態を示して曰く「余は商業の爲めに余の貨幣を必要とするも、而も若し汝が期日迄に之れを償還せずとせば、余は汝の遲滯によりて甚しく損害を蒙る可きが故に、其の後は附加するに一定の高を以て余に支拂ふ可きことを條件として一定時日に至る迄、汝に之れを貸與す可し」と。而も彼れは *poena conventionalis* を債務者の遲滯に由りて眞に蒙れる損害に對する賠償に限定せりと雖も、然も他の論者は更らに其の適用の範圍を擴張して、推定せられたる損害にも亦た及ばせり (Nys, *op. cit.*, p. 154; Cleary, *op. cit.*, p. 93)。

(附記) 吾人は本論の第三項に於て新譯全書が直接に微利の問題に接觸せるは唯だ「路加傳」第六章第三十五節のみなることを説けり。然も恐らく其の眞意は絶對に利子の徴收を禁するに存せずして、寧ろ何等物質的現世的報酬を期待することなく、偏へに永遠の天恵を信じて貸與す可しと云ふの意味に解す可きものなる可しと論じたり。Wilhelm Roscher は同傳同章第三十四節に「爾曹償さるる事を得んと思ふ人に借すは何の賞賜あらんや、悪人も其の如く償を得んとて亦た悪人に貸すなり」と云へるは、恰も同傳第十四章第十二節に「爾、午餐或ひは晚餐を設くる時、朋友、兄弟、親戚又たは富める隣人を請く勿れ、恐らくは彼れ等亦た爾を請きて其報答を爲さん」と云へるに等しき意味を有するものにして、絶對に利子を禁じたるものに非ずと做せり。又た「イエス神の殿に入りて其の中なる凡ての賣買する者を逐ひ出し、兌換者の案領をう暗示せるものと想像するの理由は極めて薄弱なりと稱せざるを得ず。却つて「又一千の銀を受けし者來りて曰ひけるは、主よ爾は嚴しき人にて、播かざる處より穫り、散さざる處より斂むることを我れは知る。故に我れ懼れて行き主の一千の銀を地に藏し置けり。今爾の物を得たり。其主答へて曰けるは、惡しく、且惰れる僕ぞ。爾、我が播かざる處より穫り、散さざる處より斂むることを知るか。然らば我が金を、兌換

第十五卷 (一三三九) 論 說 基督教會と微利問題 第十號 六九

五章第二十四—七節)と説けるより推して微利は是認せられざるものと稱するを得可きが如し(Roscher, System der Volkswirtschaft, ein Hand- und Lesebuch für Geschäftsmänner und Studierende, Bd. I: Die Grundlagen der Nationalökonomie, 1900, S. 569)。

尙ほ吾人は諸教父の所論に於ても貧民に對する仁慈が常に前景に立てることを述べたるが、其の著例として認む可きはオリーシエニス(Origenes Adamantius, 'Gortērys' 'Aqyaptyoc')にして、彼れば債權者が利子を徴することを許容するを欲せざりしも、而も債權者に對し、要求せられずして二倍の高を返還す可きことを勸告せり(Homil., III, a. Ps., 2 37)。是れに由りて茲には利子其の者を非議するの議論を看出すこと能はずして、單に一切の法律關係を愛の關係に化成せんとするの努力を認むるのみ。Roscherは之れと全然相反する所論をラクメンシウス・ファン・ホーヌ(Lactantius Firmianus, Instit. VI, 12)、『メアメリッス(ad. Math., 5 ff.)』、『アムンローシウス(De Off., II, 3)』、『クリンスト# K(ad. Math. Hom., 56; Tim., VII, 373 ff.)』、『ネホロニムス(ad. Ezech., V, 36/c)』、『アツグスマクス(Epist., 54)』並びに早く既にシプリアヌスに於てすら看出すを得可しと做せり(Roscher, op. cit.)。而も微利が其の本質に於て反正義の罪惡なりと做すの見解は未だ彼れ等の間に發生することなかりしが如し。

慶應義塾の

三田通りの

カ
フ
エ
ー

米

華

堂

電高輪二二六六

●アイスクリームとソーダ水

●アイスコーヒーと紅茶

●宴會至便料理と菓子御存じの美味